

特定非営利活動法人本太学童クラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人本太学童クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員の協働による運営のもと、年齢の異なる小学校児童が、指導員と共に遊びや文化活動などの行事に取り組みながら生活の自主的規律を通して豊かな仲間集団を育み、子どもらしい生き活きとした放課後及び学校休業日を過ごせる環境を創ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 学童保育の経営に関する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力しようとして、この法人の会員となろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、入会申込者の入会を認めるときは、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 代表理事は、第1項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の過半数の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上5人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現存数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の招集の請求及び総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の種別)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の開催)

第33条 定例理事会は、原則として毎月1回（但し、8月を除く）開催する。なお、本法人の内部において、定例理事会は「役員会」と称する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項記載の電磁的方法によって招集を行う場合、各理事に宛てた電磁的記録の発信によって招集手続が完了したものとみなす。
- 5 定例理事会については、第2項及び第3項の規定に関わらず、各理事に対する個別の通知に代えて、全ての理事が日常の業務執行の連絡用に使用しているインターネット上の掲示板サービス等に、第3項所定の記載事項を明らかにした定例理事会の議案書・レジュメ等を掲載することによって、招集手続が完了したものとみなすことが出来る。
- 6 第1項乃至前項の定めに関わらず、理事の全員の同意があるときは、招集手続を省略して理事会を開催することが出来る。

(理事会の議長)

第35条 定例理事会の議長は、理事の合意により、任意の理事が持ち回りで務める。

2 臨時理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の開催方法)

第37条 理事会は、対面による他、電話会議システムやビデオ会議システム等を利用して、オンラインで開催することが出来る。また、各理事は、対面方式で実施されている理事会に、オンラインで参加することが出来る。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。但し、理事の全員が理事会に出席しており、その全員の同意があった場合には、あらかじめ通知された以外の事項についても議決することが出来る。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第39条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面乃至事前に指定された電磁的方法をもって表決することができる。この場合において前3条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面乃至電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

(定例理事会の特則)

第41条 定例理事会には、理事の他、理事の代理人（但し理事の親族に限る）、監事、事務局担当役員、指導員など、理事会が認めた者の参加を許すことが出来る。定例理事会に理事以外の者が参加しているにも関わらず、適宜の時期に理事より異議が述べられなかった場合には、理事会による参加の許可があつたものとみなす。

- 2 定例理事会における審議は、理事のみでなく、前項記載の理事以外の参加者も含めて、広く自由な議論を行つて、参加者の総意の形成を目指すものとし、やむを得ない場合に限りて理事の表決による意思決定を行う。
- 3 理事以外の参加者は、前項後段の表決に加わることは出来ない。
- 4 定例理事会については、前条の規定によって書面の議事録を作成することに代えて、全ての理事が日常の業務執行の連絡用に使用しているインターネット上の掲示板サービス等に、前条(1)乃至(5)所定の記載事項を明らかにした電磁的記録をアップロードすることが出来る。この場合、議事録署名人による記名に代えて、当該電磁的記録の作成責任者の氏名を明記する。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力欄)に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載して行う。

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	高萩	直子
副代表理事	飯田	澄子
〃	芥川	達哉
理事	下川	美代子
〃	若田	展正
〃	大熊	敏明
〃	大島	邦晴
〃	谷澤	幸子
〃	荒井	真澄
〃	佐藤	美也子
監事	宮川	香織
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 月会費 0円
 - (2) 賛助会員
 - ① 入会金 0円
 - ③ 月会費 1,000円